

適性検査Ⅱ 解答例

1	設問	解答例	配点	採点基準
	(1)	個室のスペースを広くしている。 個室の中に洗面台を設置している。 便器の両側に手すりを付けている。 便器に背もたれを付けている。 温水洗浄便座になっている。 出入口が引き戸になっている。 手をかざすと水が流れるようになっている。 ドアの鍵がかけやすくなっている。 緊急用の呼び出しボタンが付いている。 引き戸に手すりを付けている。	20	<ul style="list-style-type: none"> ・正解一つにつき、2点を与える。 ・気づいた工夫を別の言い方で表現している解答が複数ある場合は、そのうちの一つのみを正解とする。 ・他の人に意図が伝わる文になっていなければ得点を与えない。 ・解答例以外であっても、写真から読み取ることができれば、正解とする。
	(2)	トイレBはトイレAよりもスペースが広くなっている。スペースが広いことによって、車イスや松葉づえを使用している人が個室を移動したり、車イスから便器に移動したりすることがしやすいという点において便利だと言える。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・気づいた工夫を取り上げ、その工夫によってより使いやすくなる点が具体的に書かれている場合に15点を与える。 ・具体性を欠くなど、整合性が不明確な場合、5点を減じる。 ・全体的に表現が不十分な場合は5点を減じる。
	(3)	新たに加える工夫 トイレの出入口を自動で開閉する引き戸にし、ボタンを押すと鍵の開け閉めができるようにする。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)で取り上げたこと以外で、新たに加える工夫について書かれている場合に5点を与える。 ・明らかに新たな工夫と考えられない場合は、点数を与えない。
		その工夫によって使いやすくなる点 自動で開閉する引き戸とボタン式の鍵にすることによって、車イスや松葉づえを使用している場合に、少ない負担でトイレに入ることができる。	10	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに加える工夫が正解であることを前提として、その工夫によって使いやすくなる点が具体的に書かれている場合に10点を与える。 ・使いやすくなる点に具体性を欠く場合は、5点を減じる。 ・新たに加える工夫と使いやすくなる点に整合性がない場合は、点数を与えない。
	計		50	

(注)1 示された配点について、採点基準以外の中間点を認めない。

(注)2 その他、上表に示された事項以外のものについては、学校長の判断による。

適性検査Ⅱ 解答例

2	設問	解答例	配点	採点基準
	(1)	<p>高校生では、コミュニケーションでインターネットを活用している割合が一番高い。</p> <p>中学生では、動画でインターネットを活用している割合が一番高い。</p> <p>小学生では、ゲームでインターネットを活用している割合が一番高い。</p> <p>ゲームでインターネットを利用している人の割合は、小学生が一番高い。</p> <p>ゲームとその他以外は、小中高と年齢が上がるほど利用者の割合が高い。</p>	25	<ul style="list-style-type: none"> ・正解一つにつき、5点を与える。 ・解答例以外であっても、資料1から読み取ることができる内容であれば、正解とする。 ・同じ内容を別の言い方で表現している解答が複数ある場合は、そのうちの一つのみを正解とする。 ・他の人に意図が伝わる文になっていなければ、得点を与えない。
	(2)	<p>資料1と2の2つのデータから、高校生の約9割がコミュニケーションにインターネットを利用しており、5時間以上インターネットを利用している高校生は25%を超えていることが分かる。このことから、5時間以上インターネットを利用している高校生は、必ずコミュニケーションにインターネットを利用していると予想する。この予想が正しいかどうかは、5時間以上インターネットを利用している高校生の利用内容を調査して判断する。 (185字)</p>	25	<ul style="list-style-type: none"> ・条件Ⅰの字数を満たしていない場合は、得点を与えない。 ・条件Ⅰの字数を満たしている場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ①条件Ⅱを満たしている場合は5点を与える。 ②条件Ⅱを満たし、かつ条件Ⅲを満たしている場合は、さらに5点を与える。 ③条件Ⅱ、Ⅲを満たし、かつ条件Ⅳを満たしている場合は、さらに10点を与える。 ④条件Ⅱ、Ⅲ、Ⅳをすべて満たし、文章全体がわかりやすく表現されている場合は、さらに5点を与える。
	計		50	

(注)1 示された配点について、採点基準以外の中間点を認めない。

(注)2 その他、上表に示された事項以外のものについては、学校長の判断による。